

2020 年 6 月 1 日 NO.293	京浜ユニオン ニュース	労働組合・京浜ユニオン 〒144-0033 東京都大田区西 蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 050-3410-6240 振込口座 中央労働金庫蒲田 支店 8655997 京浜ユニオン
-----------------------------	----------------------------------	---

日本養鶏協会への連続の抗議行動5回へ

協会のかたくなな態度をかえさせる為には、ひたすら抗議を続けるしかない。5回でだめなら10回、それでだめなら20回。コロナ失業で、今就職活動しても見つかる可能性はないに等しい。落ち着くまでの1年かそれ以上。職場復帰の夢を求めて闘い続ける。皆さんの応援をお願いします。以下に本人の決意表明。

コロナ解雇の悲劇!!

私、村瀬は日本養鶏協会と言う農水省の外郭団体で業務 1 部の次長の仕事をしています

昨年 5 月に採用ですが、求人票に正社員と書いてあるので応募したら、「その職種はメーカー出身者で損保出身の求人はこちら」と契約社員を進められ「いままで会社からの更新拒否は 1 度もないから、心配無い」と騙されて採用され、1 年後解雇されました。更新されないなら前職を辞めなかった!! 騙し解雇は人道上も許されません。この理不尽な解雇に私は断固戦います!! 日本養鶏協会に勤務する、私の不当解雇撤回問題のご支援のお願いで御座います。

私は alic の指示のもと発電機支援事業で下記イラストを手書きしパンフレットをつくり、リース会社をまとめ上げ発電機支援事業を軌道にのせましたが、理不尽にも、日本養鶏協会に 4/30 で解雇されて職を失い、このコロナの中職もなく途方にくれている事態です。

ハローワーク確認ですが、去年の 10/1 くらいの求人しかなく、応募者は去年の 3 倍くらいで激戦で大変です。

私は、浅木専務を通じ、佐藤理事長に「村瀬名指しで、良くやっただいてありがとうございます。とお礼が僕(浅木専務)にあった。今度報告会をするとの事を言われた「説明資料を用意しておくように」との話を頂いて、大変喜んでおりました。

本人は未だ発電機事業は道半ばで、是非続けたいと思っており、今後も発電機支援事業の発展に貢献出来ると考えています。今回この事を踏まえ、積極的に日本養鶏協会に復帰の活動しております。

団体交渉を4月8日、16日、21日と重ねました。しかし議論が平行線のため、このまま

では、契約期間が切れて、雇用が失われると考え、また現在のコロナ問題の中で集まりを続けるより、3ヶ月から6ヶ月間話し合いを中断し、短期間雇用を延長し、いずれ議論を再開しようと提案しました。

しかし、会社は「現時点では有期雇用の継続は致しかねます」と拒否してきました。私たちはその場で「契約更新できないなら、労働組合に認められている団体行動権を行使します」と宣言し席を立ちました。

4月28日 最初の社前宣伝抗議行動に決起しました。これから何度でも連続して社前行動を取ります。応援よろしくお願いします。

コロナに便乗した不当な休業命令の撤回を求めてオンライン団交を開始！

大手の派遣会社にエンジニアとして就職したが、斡旋されるのはトラック運転手等のため、東京オフィスで研修しながら待機していたが、4月24日に会社から休業通知を受けた。その内容は「労基法の平均賃金の60%を支払う。休業終了予定日は未定。」でした。別に休業手当の計算例がきましたが、労基法の平均賃金は過去3ヶ月間の賃金総額をカレンダーの日数で割り1日の賃金を出し、それに実労働日数を掛けて出た金額に60%を掛けたもので、**実際の金額は20万の賃金の場合、わずか8万円にしかならず、そこから、社会保険を引くと手取り5万円程度**になってしまいます。(仕組は別の投稿参照)

5月21日の最初のオンライン団交(テレビ電話)で会社はその金額の少なさを訴えると、会社は「貯金を使えばいい」と言い放ちました。少しも従業員の生活を考えていない発言に怒り心頭でした。

会社の狙いは全体の中から待機期間が年間3ヶ月間を超える社員80名を指名休業にして、自主退職を迫るものです。通常ならいざ知らず、コロナで失業者が増えている今、退職しても職安には仕事もほとんどない状態で、生活が破綻するのは目に見えています。

次回27日のオンライン団交で会社に休業通知の撤回に対する回答を聞きます。

6月のスケジュール

- 4日(木)例会 午後 6:30西蒲田事務所
- 18日(木)運営委員会 午後 6:30西蒲田事務所
- 28日(日)機関紙 午後 1:00西蒲田事務所
- 29日(月)機関紙 午後 3:00西蒲田事務所
- 30日(火)機関紙発送 午後 3:00西蒲田事務所

7月のスケジュール

- 2日(木)例会 午後 6:30西蒲田事務所
- 16日(木)運営委員会 午後 6:30西蒲田事務所

★休業手当は毎月支給される賃金の6割ではなく、平均賃金の6割だ！

賃金20万円の人の休業手当は8万円、さらに社会保険料3万円が引かれ、手取りはたった5万円！これじゃ、とても生活できない！

－労働相談で分かったこと－

コロナで仕事がなくなっても6割もらえるからなんとかなる！と思っている人が多いのでは。「賃金は30万円だから6割で18万円か。なんとかしのげそう」「20万円の6割で12万円。ギリギリだ」

しかし、残念なことに、休業手当は平均賃金の6割なので、毎月の賃金の1/3になってしまうのだ。私も最近労働相談をして知ったのだ。ちょっと恥ずかしい。

平均賃金というのは、

① 3 か月間の賃金の総額÷3 か月間の暦日数

② 3 か月間の賃金の総額÷3 か月間の労働日数×60 %

で計算された金額の高い方である。

一例をあげて考えて見よう。

2・3・4月の賃金総額(残業代や諸手当含む)が60万円、2・3・4月の暦日数(労働日数)が29(19)・31(21)・30(20)日で合計90(60)日になったときの、休業手当がいくらもらえるか、計算してみよう。

① 60万円÷90日＝6,666円

② 60万円÷60日×0.6＝6,000円平均賃金は、①の6,666円

③休業手当は、6,666円×20日×0.6＝79,992円となる。

休業手当は約8万円だ！

ところが、ここからさらに社会保険料約3万円が引かれ、手取りはなんと5万円！これじゃ、とても生活できない！

雇用保険の基本手当が暦日数なので、これと同じく理解(誤解)している人が多いようだ。

コロナで収入大幅減の私たちの生活

私のつれあいはホテル勤務。昨年未まで、170部屋のうち140部屋が毎日稼働し朝9時～5時でも終わらず残業し、疲れるほど仕事があった。今年になって、旅行客が激減し、毎日20部屋～30部屋だけに。収入は大幅減。今月の手取りは社会保険を引かれて3万いくらか。去年は20万円あったのに。

会社に対し「従業員に給料払えば、政府から、雇用助成金が支払われるから、会社で申請してください」とたのんでも、会社は動かない。この制度自体に利用しにくい問題があるようだ。その結果が手取り3万円ちょっと。

私の娘は独立して、飲食店でアルバイトをしている。つれあいがいるので、非課税の範囲で月9万ちょっとに調整して働いていたが、飲食店の営業時間の自粛で働く時間と日数が減らされやはり3万ぐらいになるという。御米の仕送りを無心されたので、20キロ送った。——1回10万円の給付金ではもたない。

近所の理髪店の姉弟は、ふだんから売上が少ないのに、3密を嫌ってお客がこないため、途方にくれている。

知り合いのネパール料理店の夫婦はお店を締めて帰国すると言う。

ユニオンの仲間ではMさんが、4月に契約更新を拒否され争議に入った。このコロナの中では、職安に行っても仕事は10分の1ぐらい。わずかな和解金ではすぐ底をついてしまいます。現在契約更新をめざして奮闘中。

新しく加入したTさんは、会社から休業通知を受けた。休業中の賃金は労基法の60%。実質賃金の約40%。社会保険を引くと手取り5万円だと言う。会社に言うと、「貯金があるでしょう」と他人ごと。辞めるように仕向けられている。ていのいい退職勧奨だ。現在テレビ電話で団交中。

新聞に報道されている内容をみると、芸人・劇団員・音楽家といったフリーターは収入の道が閉ざされています。労働者のコロナ解雇は5月21日1万人を超えた。

4月には宿泊業や飲食業等で253件が倒産。小売業で114件が倒産。4月だけで743件。前年比で15%増加。倒産にともない6990人が失業した。生活保護の申請は2割～5割増えている。

再開した飲食店をのぞくと長いカウンターに客ふたり、ゼロの店も。コロナを期に廃業を選ぶ店舗が増えることが予想される。休業の解除がでないクラブのママさん達からは「生きていけない」との悲痛の声があがっている。

検察庁法改定案の狙いは「司法の私物化」

法務省が当初準備していた法案は、検察官は65歳の退官。検察幹部は63歳までで、それ以降はヒラの検事に任命されるものと規定していただけでした。

しかし、3月に政府から出された法案は、内閣が検察人事に介入するという特例規定が盛り込まれていました。「内閣が定める事由があると認めるとき」は63歳以降も検事長などの役職の延長が認められ、更に「内閣の定める場合は」65歳以降も検事総長などにとどまれるというのです。

この改定の出発点は、1月の黒川検事長定年延長の「閣議決定」からです。「官邸の守護神」と評される黒川検事長の定年が迫る直前に、検察庁法では検察官の定年延長はできないとしてきたものを「政府解釈」で覆してしまったのです。違法なやり方で黒川氏の定年延長を決め、そのことを合法であるにごまかすための法案として改定案が出されたのです。

検察官は強大な権力を持っています。日本で裁判にかけることができるのは原則として検察官だけです。その為、独立性、公正性、腐敗の防止が求められます。それを担保するのが特例のない定年退官性です。時の政権に都合のいい人物が特例で定年を延長されれば、実際の不正の有無にかかわらず、検察の公正さに疑念がもたれます。そのこと自体が三権分立を脅かす大問題です。

このことに対するみんなの怒りが沸騰しました。15日には元検察OB14人が「政治権力から捜査や起訴にストップをかけられれば、不正がまかりとおる社会になってしまいます。」と、法務省に意見書を提出しました。ツイッターの“ひとりデモ”で広がり、1千万単位になりました。芸能人、著名人らも賛同。「朝日」「毎日」「日経」などなど全国紙が一斉に改定案を批判する社説を掲げました。全国の弁護士会も反対しています。

この渦中に、21日黒川・東京高検検事長は新聞記者らと賭けマージャンをしていたことが明るみに、折しもコロナ騒動で日本中が「3蜜」回避の要請中。22日に辞職することになりました。

これまでの安倍政権のやってきたことは、憲法違反の戦争のできる国造り、米国兵器の爆買い。沖縄の民衆の意思を踏みにじる辺野古基地建設、原発政策の延長、そして、国家の私物化ともいえる森・加計問題と桜を見る会問題。これほどスキャンダルにまみれた首相はいりません。

労働と貧困 2020年4月(出所は朝日・毎日)

- 8日 東京都内でタクシー事業を営むロイヤルリムジン(江東区)が、グループ会社を含む5社で約600人いる乗務員全員を解雇する方針であることが分かった。担当者によると、7日から順次、乗務員に解雇を伝えているという。
- 11日 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、この春から企業に入社予定だった学生が採用内定を取り消されるケースが相次いでいる。
- 15日 厚生労働省が新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、臨時休校で仕事を休まざるを得ない保護者を対象とする休業補償に関し、4月分以降の申請の受け付けを始めた。
- 15日 ロイヤルリムジンで解雇された70代の男性運転手が都内のグループ会社を相手取り、従業員としての地位確認などを求める仮処分を東京地裁に申し立てた。
- 17日 「名代 富士そば」で働くアルバイトの従業員が労組に加入して会社と交渉し、営業時間の短縮などで減った分の給与について、補償を受けられるようになった。
- 18日 アルバイトの収入を失ったり、帰省できなかつたりする学生への補償や対策を、政府に求める署名活動がインターネット上で始まっている。
- 18日 過酷な待遇に耐えかねて失踪した技能実習生らが、新型コロナウイルスの感染拡大を恐れて祖国に帰ろうと出頭しながら帰国できずにいる。
- 22日 新型コロナウイルスの影響で収入が減り、自宅の家賃が払えない――。そんな人を念頭に「住居確保給付金」の受給対象が拡大された。自治体が原則3カ月(最長9カ月)分の家賃を家主に払い、返済も不要だ。
- 25日 新型コロナウイルスの影響で減収や失業した人に向けた特例貸し付けの申請が急増している。生活費のやり繰りに困った人たちにとって、無利子で借りやすいためだ。
- 25日 厚生労働省が「雇用調整助成金」の上乗せ給付について中小企業への助成率を10割に引き上げると発表。
- 28日 厚生労働省によると3月の有効求人倍率(季節調整値)は1.39倍で前月比0.06ポイント減。総務省によると3月の完全失業率(同)は2.5%で前月比0.1ポイント減。
- 30日 厚生労働省が国民年金の保険料について、新型コロナウイルスの影響で収入が大幅に減少した場合は支払いを免除や猶予の対象にしやすいことを決めた。